

都市空間の定点観測事業の指針

都市空間の定点観測研究会（以下「研究会」）は、本指針にもとづき、都市空間の定点観測事業を行う。

1 都市空間の定点観測事業の目的

都市空間の定点観測事業とは、都市空間定点観測カメラ（以下「定点観測カメラ」）を都市空間の中に設置し、都市空間の撮影を行い、撮影された画像を管理・編集・公開する一連の事業を指す。都市空間の定点観測事業は、都市空間の長期間にわたる変化を記録するものであり、撮影された画像は、①都市計画・まちづくり、②教育、③研究、④文化芸術、に用いるものとする。撮影された画像は、上記以外の目的には原則として利用しない。

2 定点観測カメラの設置場所・撮影構図

定点観測カメラは都市空間の変化を撮影することを目的とするものであり、その設置場所の選定、撮影構図の選定にあたっては都市空間の変化が的確に撮影出来るよう選定し、一方で個人のプライバシーに十分に配慮する。具体的には、特定の個人の肖像、および特定の個人の住宅の室内が識別可能な画像の撮影は行わない。

3 都市空間の撮影の方法

都市空間の撮影は小型カメラを用い、10分以上¹の一定時間の間隔をおいた静止画の連続撮影を行い、動画の撮影は行わない。撮影された画像はインターネットを通じてサーバーコンピュータに転送し、画像アーカイブとして蓄積す

¹ 撮影間隔が10分以上の一定間隔である理由：本事業でアーカイブする画像は、1の目的に限った上で様々な利用が可能である。例えば、ある特定時刻の画像を連続して30日間必要になったとする。その場合は、その時間帯の画像が必要であるが、これについては1時間間隔で毎日撮影したもので用が足る。一方、ある場所で特定の時間帯（例えば13時～15時の間）の様子を1年ごと10年分見比べたいといった場合、撮影は毎年の特定期日の13時～15時の間を10分間隔で撮影すればよく、毎日撮影する必要はない。しかし、例示したような事例を予め想定して、撮影間隔・頻度を決定することは出来ず、したがって、10分間隔で撮影して蓄積する必要がある。

る。画像は一旦サーバーコンピュータにダウンロードされたものを利用し、リアルタイムの画像観測は行わない。

4 撮影された画像の管理・利用方法

撮影された画像は、研究会で管理し、研究会および定点観測カメラを設置する場所を提供する協力者（以下「設置場所協力者」）が利用する。第三者は研究会の許可を得て撮影された画像を利用することが出来る。その際には、所定の書式での覚書を第三者と研究会との間で締結する。利用は、上記1で掲げた目的に限定される。

5 被撮影者への対応

研究会は、定点観測カメラの被写体となる、土地建物の権利者および居室の居住者等より画像の開示を求められたときは、本人に対し、当該画像を開示するよう配慮しなければならない。

6 定点観測カメラ設置・撮影・管理開始に関する手続き

定点観測カメラの設置・撮影・管理にあたって、研究会は以下の手順で、定点観測カメラを設置する場所を提供する「設置場所協力者」の確認を得る。

（撮影開始前に行うこと）

1) 定点観測事業の目的の確認

研究会は、研究会、もしくは設置場所協力者から事業開始の申し出が出された際に、上記2で掲げた目的について設置協力者の確認を得る

2) 定点観測カメラの設置場所、撮影構図の確認

研究会は、撮影を開始する前に、当該設置場所、当該撮影構図にて、定点観測カメラと同等の性能を持ったカメラで撮影されたサンプル画像を設置場所協力者に示し、上記2で掲げた目的・指針を十分に満たすものであることの確認を得る。

（撮影開始後に行うこと）

3) 都市空間の撮影の方法の確認

研究会は、撮影前、あるいは撮影が開始されてから速やかに、上記3に関する

情報を設置場所協力者に提供し、その内容が上記3に掲げた指針を十分に満たすものであることの設置場所協力者の確認を得る。

4) 撮影された画像の管理・利用の方法・状況の確認

研究会は、撮影前、あるいは撮影が開始されてから速やかに、上記4に関する情報を設置場所協力者に提供し、その内容が上記4に掲げた指針を十分に満たすものであることの設置場所協力者の確認を得る。

また、研究会は、設置場所協力者の求めに応じて、当該定点観測カメラの撮影画像の管理・利用に関する状況情報を提供し、設置場所協力者はその内容を確認することができる。

5) 確認文書の締結

研究会、設置場所協力者は、撮影開始前あるいは撮影開始後速やかに、上記1)～4)の事項を、「定点観測事業確認書(書式1)」のうち、特に項目2・3・6をもって相互に確認し、文書は双方が保管する。双方で十分な確認が得られない場合は、当該定点観測カメラの撮影を停止する。

6) 方法の変更の確認

上記2) 3) 4)で確認した方法が変更される場合は、研究会は予め設置場所協力者にその内容を伝え、双方合意の上でその変更を決定する。その内容は「定点観測事業確認書」の変更をもって相互に確認される。

7) 撮影対象となる地域の住民等への周知

研究会は、設置場所協力者の申し出を受けて、必要に応じて、撮影開始前、または撮影開始後に撮影対象となる地域の住民等への周知活動を、適切な方法をもって行う。

7 本指針は平成 年 月 日をもって発効する。

都市空間の定点観測研究会

参考

都市空間の定点観測研究会は会員組織であり、会の方針を決定する理事会をおく。また、定点観測カメラ事業については、組織内部に別途「定点観測カメラ

事業委員会」をおき、事業に関しては、定点観測カメラ事業委員会の議決をもってその内容を決定する。定点観測カメラ事業委員会は、必要に応じて外部の専門家（プライバシー問題など）の意見を聞くことが出来る。